令和4年度補正予算における 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ(全体像)

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」(令和5年9月末まで)の都道府県・市町村への補助の内訳と、そ れぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。例:パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度補正予算の地方負担分は、令和4年度の地方交付税の増額交付等の中で対応していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち本年度の予備費で措置された「原油価格・物価高騰対応分」や「重点交 付金」を、本事業の令和4年度補正予算の地方負担分に充てることも可能。

1件走型相談支援 公費:202億円(国費:135億円)

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用 (ランニングコスト)

- ・伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・伴走型相談支援の事務に要する**活動費**
- 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区 町村の事務に要する費用を含む。

②出産・子育て応援ギフト 公費: 1.564億円(国費: 1.042億円)

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用 (ランニングコスト)

- ・出産応援ギフト(妊娠届出時/妊婦1人当たり5万円相当)
- ・子育で応援ギフト(出生届出後/こども1人当たり5万円相当)
 - ※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レン タル費用助成など、幅広い方法で支給可能

③システム構築等導入経費

オプションとして、例えば、

補助率 国10/10

対象となる費用 (主にイニシャルコスト)

<都道府県>

・経済的支援(出産・子育て応援ギフト)を**広域連携**により行うための費用 **(クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費**

<市町村>

・経済的支援(出産・子育て応援ギフト)を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費** 等

原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

公費:90億円(国費:90億円)

都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなど の必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有

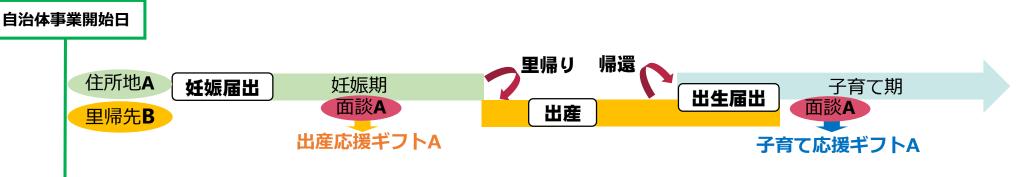
出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握

都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認 等ができる機能を付加する場合も補助対象

した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステム

出産・子育て応援ギフトの支給(事業開始後の通常のパターン)

〇里帰り出産をし、住民票のある市町村で面談を受けた場合



• 里帰り先の市町村ではなく、住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給する。

○里帰り出産をし、里帰り先の市町村で面談を受けた場合



- 産婦等の希望により、里帰り先の市町村で面談(例:新生児訪問等)を受ける場合でも、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給する。
- この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただく必要。

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書(概要)

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の 健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府 方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組 む。

(経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定)

PHR (Personal Health Record) について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種(平成29年度提供開始)に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す**。(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

○ 乳幼児健診(3~4か月、1歳半、3歳)及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

| 乳丝 | 力児健 | 診・妊婦健診で把握される情報 | |
|----|-----|----------------|--|
| | 標 | 準的な電子的記録様式 | |
| | | 最低限電子化すべき情報 | |

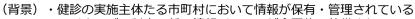
| | | 概要 | 例 |
|---|------------------------------|--|---|
| | 標準的な電子 的記録様式 | 本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧 する情報で、市町村が電子化することが望まし い情報。 | ・疾病及び異常の診察所見 ・新生児聴覚検査に関する情報 ・風疹抗体検査に関する情報 |
| , | 最低限電子化 すべき情報 ※妊婦健診は対象外 | 転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化 する情報。 | ・各健診時における受診の有無 ・診察所見の判定に関する情報 |

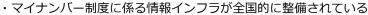
2. 電子的記録の利活用について

·「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」--

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携







- 生涯を通じたPHR制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
- ・電子的記録の保存年限
- ・電子的記録の保存形式の標準化
- ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
- ・ 学校健診情報との連携について
- ・ 任意の予防接種情報の把握について
- ・市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
- ・ ビッグデータとしての利用について
- ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も 踏まえた医療等分野における情報との連携について

など

「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

|※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書(令和5年3月14日)

1.マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状:H30年検討会にて母子保健情報(妊婦健診、3~4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部)の標準的な電子的記録様式を策定、 R2年度からマイナポータルで閲覧可能

マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充

く現時点で新たに追加すべき情報(例)> ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報:妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報:新牛児訪問指導等、屈折検査(3歳児健診)、歯の汚れ・形態・色調(1歳6か月・3歳児健診)

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常

等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

健診情報の流

n

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提 としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診(個別健診)を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

| 現行のプロセス | 主な課題 |
|----------------------|--|
| 保護者が問診票に回答 ~ 医療機関で確認 | 問診票が紙で運用 ⇒ 問診票の確認までにタイムラグ |
| 健診実施 ~ 自治体への結果報告 | 紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない |
| 報告された結果のデータ化 | 83.5%の市町村で職員がデータ入力 ⇒ 業務負担、システムの財源確保が課題 |
| データの情報管理 | データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※ |
| データの利活用 | データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱などの仕組みが未整備※ |
| マイナポータルへの情報登録 ~ 閲覧 | 閲覧可能な母子保健情報の充実が必要 |

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

母子保健情報の標準的な電子的記録様式の主な項目 ※赤字は市町村が必ず電子化する項目 (最低限電子化すべき項目)

電子化済みの項目

| 妊婦健診 | <各回の妊婦健康診査において実施する事項> 体重測定、妊娠高血圧症候群の精査等 <必要に応じた医学的検査の結果> 血液型、ヘモグロビン等の血液検査、肝炎及び風疹等の感染症検査、子宮頸がん検診等 く妊娠中と産後の歯の状態> 要治療のむし歯、歯の炎症等 く妊娠中の経過> 受診回数、妊娠週数等 く出産の状態> 妊娠期間、分娩方法等 く出生時の児の状態> 体重、身長等 |
|--------|---|
| 産婦健診 | |
| 産後ケア | ※これまで電子化の対象外 |
| アセスメント | |

妊産婦

の情報

新たに電子化する項目

く妊婦の健康状態> 妊娠中の喫煙、飲酒

<感染症検査等>

肝炎及び風疹等の感染症*、 HIV抗体等の性感染症等

〈妊娠中の経過〉*

受診回数*、妊娠週数*等

<出産時の児の状態>* 体重*、身長*等

子宮復古、体重、血圧等

実施日、方法

EPDS等の実施日及び点数

※対象項目なし

先天性代謝異常等検査*

日齢、体重、身長、栄養法等

精密健康診查(受診日等)

歯科所見(歯の汚れ、歯の形態・ 色調)

健診受診日、体重、身長、 精密健康診査(受診日等)等

新生児聴覚検査*

屈折検査 歯科所見(歯の汚れ、歯の形態・ 色調)

